

書類提出に当たっての留意事項

1 見積資料等提出書（様式1）

- (1) 総資産、ソルベンシー・マージン比率及び県内自動車任意保険料実績については、直近の決算期末現在の数値を記入してください。
- (2) 県内営業拠点数及び県内損害保険サービス拠点数については、令和5年7月1日時点で実質的に岩手県内の営業又は損害保険サービスを行っている拠点（隣接県に所在する場合も含む。）を含めてください。

なお、同一市町村に所在するものは1か所と見なして算定してください。

- (3) 県内損害保険サービス要員数については、上記(2)と同様の考え方により、岩手県内における正社員及びアジャスター（貴社の関連会社の従業員であるが、貴社の従業員と同様の業務を行う者）の数を記入してください。

2 総額見積書（様式2）及び保険料算定用データ（様式3）

- (1) 様式3については、保険料欄に車両毎の見積保険料を記入のうえ提出してください。

なお、見積保険料の算定に当たっては、以下の点に留意してください。

- ① 乗用車両については、安全装置等による割引（エアバッグ、ABS、安全ボディ、イモビライザー、環境対策車等）を、様式3に記載された各車両の型式から把握できる範囲で保険料に反映させること。
なお、型式等から車種を特定できない場合にあっても、貴職等の責任において車種を定めたうえで、保険料を算定すること。
- ② 乗用車両以外の車両については、様式3に記載された各車両の型式から割引の対象となる安全装置等を把握できない場合、割引可能な装備がないものとして保険料を算定すること。
- ③ 貴社独自の見積書式がある場合には、様式3に記載された事項（車両毎の通し番号、種別・登録番号・形式等）及び必要記載事項（各車両毎の保険料）が記載されることを条件に、当該書式をもつて様式3に代えることを認めるものであること。ただし、契約の相手方として選定された場合、当課における事務処理の都合上、直ちに様式3を電子データにより提出させることとしていることから、留意すること。

(2) 前年度の保険料割引率に関するデータ

① 料率審査日	令和5年9月1日
② 成績計算期間	令和4年3月～令和5年2月
③ 修正保険料	60,831,887円
④ 修正保険金	6,465,885円
⑤ 成績審査期間末台数	1,976台

- (3) 補償内容を縮小する特約の付帯は一切認めません。

- (4) 対人臨時費用、自損事故傷害及び無保険者傷害に関して不担保とすることを一切認めません。

- (5) その他の特約については、仕様書に記載された保険内容及び個別車両のデータに基づいて付帯されることとなるもの以外のものの付帯を一切認めません。ただし、全車両一括付保特約については、契約締結時に適用の可否を確認のうえ付帯させる場合があります。

3 委任状（様式4）

- (1) この委任状は、貴法人の代表者（代表取締役社長等）から貴職等（盛岡市所在の事務所等の長）に対して見積書の提出及び契約の締結等に係る権限を委任することを、県に対して証明いただくために徴するものです。
- (2) 委任事項に、社内規程等の定めにより委任することができない権限が含まれている場合には、記載内容の変更又は見え消し修正（見え消し部分に代表者の押印）を行って差し支えありません。
- (3) 県への資料の提出があった日から契約締結日までの期間において、委任状に記載された事項に変更が生じた場合には、契約締結時に委任状を再提出していただくことになります。

4 その他参考資料

岩手県内損害保険サービス拠点の位置及び各拠点の担当エリアが分かる資料を提出してください。（任意様式）

5 その他

- (1) 今回提出していただく書類をもとに総合的な評価を行ったうえで、契約の相手方として1社を選定します。

なお、選定結果については、後日、文書にて通知します。

- (2) 契約に当たっては、契約書を作成し、詳細を規定するものとします。

- (3) 近々、合併や統合等の予定がある場合には、あらかじめその旨お知らせください。

- (4) 質疑がある場合は、令和5年7月27日（木）15時までに文書（任意様式、メール可）でお願いします。

なお、書類提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

- (5) 期限までに提出のない場合は、辞退したものとみなします。

- (6) 書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、各保険会社の負担とします。

- (7) 提出された書類は返却しません。